

定 款

特 定 非 営 利 活 動 法 人
日 本 ブ ラ イ ン ド マ ラ ソ ン 協 会

2026年 ○月○日施行

特定非営利活動法人 日本ブラインドマラソン協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本ブラインドマラソン協会という。略称はJ B M A (Japan Blind Marathon Association) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区本郷2丁目9番8号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ブラインドマラソン及びウオークの全国的な普及、発展のための事業を行い、視覚障がい者の体力向上、並びに社会参加の促進を図るとともに、全国にブラインドマラソンの理解者・協力者を増やし、もってノーマライゼーション社会の実現に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の特定非営利活動にかかる事業を行う。

- (1) 毎年1回以上のブラインドマラソン大会の開催
- (2) ブラインドマラソン指導者及び伴走者の養成を図る研修
- (3) 友好団体（自治体を含む。）が行うブラインドマラソン大会の支援
- (4) 国際パラリンピック競技大会等、障がい者スポーツ大会に参画する選手の競技力の強化、並びに次世代選手の発掘・育成
- (5) 海外のブラインドマラソンランナー及びその所属団体との交流
- (6) 会報の発行、ホームページ等による広報普及事業
- (7) その他目的を達成するため必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で法人の運営に直接携わる者

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して一年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。なお、会員の死亡の場合は退会とする。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、除名することができる。この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又は法人の目的に反する行為をしたとき。

(2) この法人の定款に違反したとき。

(会費の不返還)

第12条 既納の会費は返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7人以上15人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 この法人の役職は次のとおりとする。

(1) 理事長 1名

(2) 常務理事 若干名

(選任)

第14条 理事及び監事は総会において選任され、理事の役職は理事の互選とする。

2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 常務理事は、この法人の日常の事務執行を掌理するとともに、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

5 監事は、次の業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要ある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は辞任、又は任期満了により、第13条第1項に定める最小の役員数を欠く場合は、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 任期の末日時点で、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終決するまでその任期を伸長することができるものとする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会長等)

第20条 この法人に役員とは別に会長及び顧問を置くことができる。会長及び顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

2 定数は会長1名、顧問は若干名とする。

3 会長は、この法人の儀礼的な行為を行うほか、この法人の事業の遂行にあたり、理事長の諮問に対し助言を与えるものとする。

4 顧問はこの法人の事業の遂行にあたり、理事長の諮問に対し助言を与えるものとする。

5 会長及び顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 会 議

(種 別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号により監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号を除き、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から1月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事はこの定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の表決権)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事録は次の事項を記載して作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印する。

(理事会の構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第32条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は理事の過半数の出席で開会する。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合、理事会に出席したものとみなす。

3 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印する。

第6章 資 産

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費及び賛助金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分管理)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会 計

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能

(3) 社員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認定を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人にこの法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑 則

(雑則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 杉本 博敬 (会長兼理事長)

理 事 伊藤 公介

理 事 澤木 啓祐

理 事 花原 勉

理 事 渡邊 蔚

理 事 植松 二郎

理 事 富田 正志

理 事 松井 純子

監 事 井手精一郎

監 事 畑島富士子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成12年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、社員、会員、団体会員とも一金2千円とする。

附 則

この定款は、平成14年9月20日から施行する。

この定款は、平成20年2月26日から施行する。

この定款は、平成23年7月26日から施行する。

この定款は、平成26年2月24日から施行する。

この定款は、平成29年7月26日から施行する。

この定款は、令和 年 月 日から施行する。